様式第１号（第３条関係）

景観計画における行為の届出・変更書

年　　月　　日

波佐見町長　　様

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者　住　　所

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏　　名　　印

電話番号

景観法第１６条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所		波佐見町　　郷　　番地			
行為の場所に係る区域		□都市計画区域内　　□都市計画区域外			
	届出の場所が都市計画区域内で届出行為が建築物の場合にのみ記入	指定建ぺい率	７０　％		
		指定容積率	□２００　％　　□３００％		
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物 □新築　□増築 □改築　□移転 □修繕　□模様替 □色彩の変更	敷地面積			
		建築物の用途			
			届出部分	既存部分	合計
		建築面積	㎡	㎡	㎡
		高さ	m	m	
		外観変更面積	㎡	㎡	㎡
	□工作物 □新設　□増築 □改築　□移転 □修繕　□模様替 □色彩の変更	工作物の種類			
			届出部分	既存部分	合計
		築造面積	㎡	㎡	㎡
		高さ	m	m	
		外観変更面積	㎡	㎡	㎡
	□開発行為 □土地の形質の変更 □土石の採取 □木竹の伐採 □物件の堆積	行為の目的			
		区域の面積	㎡		
	□特定照明	照射の目的			
	□その他	行為の目的			
連絡者	住所　　事業所名 氏名　　電話番号				
予定工期	（着工）　　年　　月　　日　～　（完了）　　年　　月　　日				
※建設課受付欄		※備考			

該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第２号（第３条関係）

建築物概要書（　　棟）

建築物の用途									
建築面積・高さ				㎡・　　m					
				届出部分			既存部分		
構造及び階数				（一部　　造） 地上　　階／地下　　階			（一部　　造） 地上　　階／地下　　階		
屋外に設置する建築設備の種類									
附帯する広告物の規模（基数・掲出面積）									
外部仕上げ	第一立面	屋根	色彩（適合）		各立面の面積割合			各立面の面積割合	
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
		外壁	色彩（適合）						
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
	第二立面	屋根	色彩（適合）		各立面の面積割合			各立面の面積割合	
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
		外壁	色彩（適合）						
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
	第三立面	屋根	色彩（適合）		各立面の面積割合			各立面の面積割合	
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
		外壁	色彩（適合）						
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
	第四立面	屋根	色彩（適合）		各立面の面積割合			各立面の面積割合	
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
		外壁	色彩（適合）						
			色彩（ｱｸｾﾝﾄ）			%			%
			石材等の素地の色彩						
外構				□生垣　□石垣　□その他（　　） 仕上材を使用した場合はその材質（　　）					
緑化				□緑地率（　　%） □緑被率（　　%）※どちらか一方に記入					

色彩については、マンセル値（色相・明度・彩度）を記入。建築物が複数棟ある場合は、棟別に作成。

様式第３号（第３条関係）

工作物概要書

<table>
<tr><td colspan="3">工作物の種類</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">築造面積・高さ</td><td colspan="6">㎡・　　m</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">構造</td><td colspan="3">（一部　　造
造</td><td colspan="3">（一部　　造
造）</td></tr>
<tr><td colspan="3">附帯する広告物の規模
（基数・掲出面積）</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="12">外部仕上げ</td><td rowspan="3">第一立面</td><td>色彩（適合）</td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td></tr>
<tr><td>色彩（ｱｸｾﾝﾄ）</td><td></td><td>%</td><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td>石材等の素地の色彩</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">第二立面</td><td>色彩（適合）</td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td></tr>
<tr><td>色彩（ｱｸｾﾝﾄ）</td><td></td><td>%</td><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td>石材等の素地の色彩</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">第三立面</td><td>色彩（適合）</td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td></tr>
<tr><td>色彩（ｱｸｾﾝﾄ）</td><td></td><td>%</td><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td>石材等の素地の色彩</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">第四立面</td><td>色彩（適合）</td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td><td></td><td rowspan="3">各立面の面積割合</td><td></td></tr>
<tr><td>色彩（ｱｸｾﾝﾄ）</td><td></td><td>%</td><td></td><td>%</td></tr>
<tr><td>石材等の素地の色彩</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

色彩については、マンセル値（色相・明度・彩度）を記入。

様式第４号（第３条関係）

開発行為・土地の形質の変更概要書

<table>
<tr><td>行為の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>区域の面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法面又は擁壁</td><td>勾配</td><td></td></tr>
<tr><td>構造・材料</td><td></td></tr>
<tr><td>緑化の方法</td><td></td></tr>
<tr><td>区域内の樹木の保全方法及び
区域周辺の緑化の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第５号（第３条関係）

その他の行為の変更概要書

行為		届出対象行為の内容
土石の採取 木竹の伐採	目的	
	敷地面積	㎡
	行為に係る土地面積	㎡
	緑の回復措置	□有（具体的に　　）　□無
屋外における物件の堆積	物件の種類	
	敷地面積	㎡
	行為に係る土地の面積	㎡
	堆積の高さ	m
	堆積期間	日間
	堆積物の遮へい	□有（具体的に　　）　無
	外構	□生垣　□その他（　　） 仕上材を使用した場合はその材質（　　）
	緑化	□有（具体的に　　）　□無
特定照明	目的	□専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合 □屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、当該行為を行う場合 □史跡等の景観スポットにおいて当該行為を行う場合 □その他（　　）
	照射対象	
	周辺への影響に対する措置	□有（具体的に　　） □無
その他	目的	

様式第６号（第３条関係）

届出者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

景観形成基準対応説明書（チェックリスト）

【建築物】

行為	景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合・不適合
配置・高さ	■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。	□展望台などの高台から見下ろした場合に、眺望の妨げとならないよう配慮する。 □見上げた場合に山の稜線を越えないように配慮する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
	■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと町長が認める場合はこの限りではない。	□集落内の建築物等や丘陵の稜線等から突出して高くならないように配慮する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
意匠・素材	■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのものを避ける。	□周辺のまち並みや自然景観に配慮した外観のデザインにするよう努める。 □外壁は木や石材などの自然素材や、瓦や漆喰などの昔から使われている素材を積極的に使用する。 □外壁にサイディングやコンクリートを使用する場合には、周辺の景観と馴染むよう自然素材に近い質感に仕上げるよう配慮する。 □外壁が無塗装の金属板やミラーガラスなど反射や光沢のある素材は、目立ちやすく周辺の自然景観と馴染みにくいため、大きな面積での使用や、高層部分での使用は控える。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
	■大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。	□長大な壁面とならないよう、分節化または分棟に努める。 □高層の建物となる場合は、上層階だけを後退させる等の分節化により、圧迫感を軽減する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
色彩	《外壁》 ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・Ｒ（赤）、ＹＲ（橙）系の色相を使用する場合は、彩度６以下 ・Ｙ（黄）系の色相を使用する場合は、彩度４以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度２以下 ※ただし、上記以外の色彩をアクセント色として着色する場合は各見附面積の１/１０以下とすること。	《外壁》 基調色（　　） ｱｸｾﾝﾄ色（　　）	

行為	景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
色彩	《屋根》 ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・Ｒ（赤）、ＹＲ（橙）系の色相を使用する場合は、明度２以上４以下かつ彩度６以下 ・Ｙ（黄）系の色相を使用する場合は、明度２以上４以下かつ彩度４以下 ・その他の色相を使用する場合は、明度２以上４以下かつ彩度２以下 ・N（無彩色）においては、明度２以上５以下	《屋根》 基調色（　　） ｱｸｾﾝﾄ色（　　）	
緑化	■敷地面積に対して緑地率で５％以上又は緑被率で１０％以上の緑化を行うものとする。 ※ただし、工場立地法による特例団地の認定を受けているものはこの限りではない。	□緑地率（　　％） □緑被率（　　％） □その他（具体的な配慮事項： 　　） ※屋上緑化、壁面緑化は対象とはならない。	
設備	■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。	□室外機等の比較的小型のものについては、道路から見えない場所に配置する。 □道路等から見えないようにすることが困難な場合、囲いを設ける、建築物本体を色彩やデザインをあわせる、植栽等で目隠しをする等の目立たない工夫をする。 □その他（具体的な配慮事項： 　　）	

【工作物】

行為	景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
配置・高さ	■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。	□展望台などの高台から見下ろした場合に、眺望の妨げとならないよう配慮する。 □見上げた場合に山の稜線を越えないように配慮する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
	■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。	□集落内の建築物等や丘陵の稜線等から突出して高くならないように配慮する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
	■行為地が山林の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。	□稜線を阻害しない配置・高さとなるように努める。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
	■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園、展望所などの公共空間から目立たないよう配置などを工夫する。	□道路や公園、展望所などの公共空間から目立たないような配置に努める。 □道路などの公共空間から見えないよう、植栽や囲いを設ける、プランター等を設置するなどにより、周囲の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。 □建築物の屋根に設置する場合は、パネルの色を光沢のない黒や、濃い灰色で目地が目立たないものにする。	
意匠・素材	■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのものを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。	□周辺のまち並みや自然景観に配慮し、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
色彩	■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度６以下 ・Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度４以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度２以下	基調色（　　） ｱｸｾﾝﾄ色（　　）	

【開発行為】

景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。	□開発に伴う法面や擁壁は、長大なものは避け、勾配や壁面形状にも配慮し、圧迫感のないよう工夫をする。 □擁壁を設置する際は、周辺の景観に馴染むよう石材等の自然素材を積極的に用いるようにする。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。	□擁壁や法面の周辺はできるだけ緑化をする。 □既存の樹木をできるだけ残すよう、計画の段階から緑化スペースを確保する等の工夫をする。 □その他（具体的な配慮事項： ）	

【土地の開墾及びその他の土地の形状の変更】

景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。	□法面はできるだけ行為前の地形に沿った形状となるよう、細かく分節を行い、緩やかな勾配となるよう心がける。 □法面にはできるだけ緑化を行い、修景をする。 □その他（具体的な配慮事項： ）	

【土石の採取、木竹の伐採】

景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
■土石の採取地が、道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	□土石の採取地が、道路や公園、展望所などの公共空間から目立たないよう、植栽や囲いを設ける、プランター等を設置するなどにより、周囲の景観に与える影響を軽減する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。	□樹種、樹齢、樹形、機能等の価値がある樹木が存在する場合には、伐採対象からの除外を検討し、できる限り保存に努める。 □伐採対象とする場合には、移植を計画する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	
■行為終了後は、その周辺景観が良好に維持できるように植林等の緑化を講じる。	□短期間のうちに建築物等の建設予定がある場合は、公共空間から見えないよう、囲いを設ける、プランター等を設置するなどして、着工までの間の景観への影響を軽減する。 □長期間にわたり土地利用の予定がない場合は、植栽するなどして、景観・環境の両面からの代替措置を検討する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積】

景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	□堆積物が、道路や公園、展望所などの公共空間から目立たないよう、植栽や囲いを設ける、プランター等を設置するなどにより、周囲の景観に与える影響を軽減する。 □堆積物を遮蔽する際は、その効果が発揮できるよう、適切な高さをとることを心がける。 □公共空間からみて圧迫感を与える遮蔽措置とならないよう、堆積物は道路側から極力セットバックさせるとともに、高さを抑え、整理する。 □その他（具体的な配慮事項： ）	

【特定照明】

景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。	□照明は安全性や効率性を確保したうえで、必要最小限となるようにし、点滅照明や回転灯、サーチライト等の動きのある照明はできるだけ避けるなど、周囲の景観に配慮した意匠とする。 □照明器具本体の意匠は、昼間の見え方にも配慮し、建築物等に附属する場合には、その一体性に配慮したものにする。 □照明に原色を使用しないなど色彩に配慮し、落ちついた夜間景観を乱す恐れのあるものは使用しない。 □その他（具体的な配慮事項： ）	

【その他】

景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄） 各欄のいずれか一つの項目には配慮する必要があります	適合 ・ 不適合
■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮する。	□	

様式第８号（第７条関係）

事前協議書

年　　月　　日

波佐見町長　　様

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者　住　　所

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏　　名　　印

電話番号

景観法第１６ 条第１項、第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="7">行 為 の 種 類</td><td colspan="4">□　建築物の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替)・色彩の変更</td></tr>
<tr><td colspan="4">□　工作物の新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替)・色彩の変更</td></tr>
<tr><td colspan="4">□　都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為</td></tr>
<tr><td colspan="4">□　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採
□　その他の土地の形質の変更</td></tr>
<tr><td colspan="4">□　木竹の植栽又は伐採</td></tr>
<tr><td colspan="4">□　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td></tr>
<tr><td colspan="4">□　特定照明、その他</td></tr>
<tr><td>行 為 の 場 所</td><td colspan="4">波佐見町　　郷　　番地</td></tr>
<tr><td>行為の場所に係る区域</td><td colspan="4">□　都市計画区域　　□　都市計画区域外</td></tr>
<tr><td>行 為 の 期 間</td><td>着手予定年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>完了予定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>行為地の現況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">設　　計　　者</td><td>住 所</td><td>〒</td><td rowspan="3">※受付欄</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td></td></tr>
<tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
</table>

備考　１　※印の欄は、記入しないでください。

　　２　行為地の現況は、詳細に記入してください。

<table>
<tr><td rowspan="15">設計又は施工方法</td><td rowspan="9">建築物</td><td></td><td>計画に係る部分</td><td>計画以外の部分</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>外観の変更面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr>
<tr><td>構造・階数</td><td colspan="3">構造：　　階数：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕上げ材料</td><td>屋根</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>外壁</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">色彩</td><td>屋根</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>外壁</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上に設置する建築設備</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">工作物</td><td></td><td>計画に係る部分</td><td>計画以外の部分</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>築造面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>外観の変更面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>仕上げ材料</td><td></td><td>色彩</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">建築物に設置する場合の当該建築物の高さ</td><td>m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">開発行為等
木竹の伐採等</td><td>行為面積</td><td>m²</td><td>法面の最高高さ</td><td>m</td></tr>
<tr><td>法面処理方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>区域面積</td><td>m²</td><td>伐採等の主要樹種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">伐採跡地の用途</td></tr>
<tr><td rowspan="3">屋外における堆積等</td><td>敷地面積</td><td>m²</td><td>堆積面積</td><td>m²</td></tr>
<tr><td>堆積の最高高さ</td><td>m</td><td>堆積物の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">堆積の期間　　年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>特定照明その他</td><td>行為の面積</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　1　色彩は、マンセル値を記入してください。

2　法面処理方法については芝付け、石積、擁壁等と具体的に記入してください。

3　堆積物の種類は、その具体的な名称を記入してください。